＜訪問看護ステーション＞

事業所名	金沢赤十字訪問看護ステーション
事業の種類	訪問看護事業　介護保険事業所番号１７６０１９０５５１　　医療保険事業所番号０１９０５５１
管理者	水口　睦
事業所の所在地	石川県金沢市三馬２丁目２５１番地　金沢赤十字病院内
事業所の連絡先	０７６－２４２－９８２４
事業所の区分	訪問看護ステーション
運営方針	赤十字の理念に従い、利用される方の意志及び人格を尊重し、利用される方の立場に立って、安心して居宅での生活ができるよう、保健、医療および福祉サービスを実践する機関と密接な連携を図り、効果的な訪問看護を行います。
サービス内容	主治医の指示に基づいて、看護師等が、①症状・障害・全身状態の観察　②清潔の保持　③食事・排泄・日常生活の世話　④褥瘡の予防や処置　⑤リハビリテーション　⑥終末期の看護　⑦認知症患者の看護 ⑧介護相談・療養指導　⑨医師の指示による医療処置　を行う。
営業日・営業時間	営業日：３６５日 営業時間：８：３０～１７：００（月曜日から日曜日）
通常の事業の実施地域	金沢市、野々市市
従業者の職種、員数	管理者１名、看護師５名、理学療法士１名
２４時間対応体制	緊急時には時間内、時間外を問わず電話等により訪問看護ステーションに連絡してください。 ２４時間看護師が対応します。
緊急時の対応方法	訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める等の必要な処置を講じます。
相談、苦情窓口	金沢赤十字訪問看護ステーション 連絡先　０７６－２４２―９８２４ 管理者　水口　睦
賠償責任	訪問看護の提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により利用者の身体・財産の害を及ぼした場合にはその損害を賠償いたします。
連携	介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

<table>
<tr><td>利用料</td><td>
＜介護保険利用の場合＞

・料金は単位数に地域加算 10.21 をかけた金額となり、介護負担割合証（1～3 割）で自己負担額は変わります。

（看護師）　要支援１・２　要介護１～５　＜加算＞

２０分未満　３０３単位　３１４単位　早朝・夜間　２５%増

３０分未満　４５１単位　４７１単位　深夜　５０%増

３０分以上１時間未満　７９４単位　８２３単位　緊急時訪問看護加算　６００単位/月

１時間以上１時間３０分未満　１，０９０単位　１，１２８単位　特別管理加算　２５０/５００単位/月

（理学療法士・作業療法士）※　ターミナルケア加算　２，５００単位/月

２０分　２８４単位　２９４単位　サービス体制強化加算　６単位/回

４０分　５６８単位　５８８単位　介護職員等処遇改善加算　加算率１，８%

６０分　４２６単位　７９４単位

※要支援において利用開始より１２ヶ月をこえて利用される場合に１回につき５単位減算となります。

＜医療保険利用の場合＞・保険の種類や各種制度の利用によって自己負担額は変わります。

訪問看護基本療養費　＜加算＞

（１）　週３日目まで　５，５５０円　夜間早朝訪問看護加算　２，１００円/回

（２）　週４日目以降　６，５５０円　深夜訪問看護加算　４，２００円/回

訪問看護管理療養費　１日２回訪問　４，５００円　１日３回以上の訪問　８，０００円

月の初日　７，７１０円　２４時間対応体制加算　６，８００円

２日目以降訪問１日につき３，０１０円　緊急時訪問看護加算（１）１４日まで２，６５０円（２）１５日以降２，０００/月

特別管理加算　２，５００/５，０００円/月（重症度による）

ターミナルケア加算　２５，０００/月（看取りの場所による）

ベースアップ評価料Ⅰ　１，８３０円

物価対応料　月初回訪問６０円/（２回目以降）２０円

訪問看護医療 DX 情報活用加算　50 円
</td></tr>
<tr><td>秘密保持</td><td>利用者やその家族から得た情報は、正当な理由なく第三者に漏らしません。また、業務上知り得た利用者やその家族の秘密は、契約終了後も同様です。</td></tr>
<tr><td>虐待防止</td><td>虐待防止の対策を講じ、発生または疑いが生じた場合は速やかに市町村に報告します。</td></tr>
<tr><td>身体拘束</td><td>生命または身体を保護する為の緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束は行いません。</td></tr>
<tr><td>医療 DX 情報活用</td><td>オンライン資格確認を実施し、利用者・家族の同意のもと診療情報を取得した上で、当該情報を活用し質の高い訪問看護の実施を行います。</td></tr>
<tr><td>業務継続計画</td><td>感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問看護ステーションのサービス提供を継続的に実施する</td></tr>
</table>

	ための、非常時の体制での早期業務再開を図るための計画です。定期的な見直しを行い、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていきます。ただし、災害の状況によっては訪問日時の変更やサービス内容の調整をお願いする場合があります。

医療安全対策	当事業所では利用者に安全な訪問看護を提供するため、医療安全管理マニュアルの整備、職員研修を実施し、事故防止及び再発防止に取り組んでいます。サービス提供中に事故発生等が生じた場合は利用者様、及びご家族へ速やかに報告するとともに、主治医及び関係機関と連携し適切に対応します。
感染対策	感染症の発生及びまん延防止のため、職人は標準予防策（手指衛生、マスク着用等）を実施しています。職員研修を実施し、感染防止に取り組んでます。
ハラスメント防止について	当事業所は、利用者様と職員が相互に尊重し合える環境づくりを目指しています。暴力、暴言、セクシャルハラスメントなどハラスメント行為などにより、安全なサービス提供が困難と判断される場合には、利用者様、ご家族様、関係機関と協議の上、訪問体制の変更、サービス提供の中止、又は契約終了を、お願いする場合があります。

2026.6 月